

防府市中小企業一般資金融資要綱

昭和50年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業経営に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、引き続き6か月以上事業を営んでいる者
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者

(融資金の使途)

第3条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

- | | |
|------------------|------------|
| イ 運転資金の場合 | 1企業1,500万円 |
| ロ 設備資金の場合 | 1企業1,500万円 |
| ハ 運転資金と設備資金併用の場合 | 1企業1,500万円 |

ただし、特定設備資金（土地、建物の取得、申込人所有建物の新增改築）の場合 1企業1,500万円

- (2) 融資利率 年1.8%（責任共有制度対象外 年1.6%）
- (3) 保証料率 保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間
 - イ 運転資金 7年以内

- ロ 設備資金 10年以内
- ハ 特定設備資金 10年以内

(5) 返済方法

- イ 月賦償還を原則とする。
- ロ 運転資金は、12か月以内の据置期間を置くことができる。
- ハ 設備資金は、24か月以内の据置期間を置くことができる。
- ニ 特定設備資金は、24か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。ただし、特定設備資金の融資の場合は原則として徴収する。

(8) 融資方法

- イ 償還期限1年未満手形貸付け
- ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- へ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、防府市振興資金融資申込書（第1号様式）を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」と

いう。)を設けなければならない。

- 2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

- 2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。
- 3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(報告)

第8条 削除

(保証料補給)

第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年6月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年2月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき

融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年6月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

(第1号様式)

防 府 市 振 興 資 金 融 資 申 込 書

防府商工会議所 御中

年 月 日

申込人住所

(個人は自宅)

フリガナ

氏名

事業所名

TEL ()

本制度申込みにあたり、ご提供いただく情報は、経営改善に係わる相談・指導・斡旋及び、当所からの各種連絡・情報提供のために利用致します。

つきましては、裏面の個人情報の利用目的にご同意のうえ、本申込書へのご記入をお願いします。

申 込 金 額		円				
添 付 書 類 (申込みに必要な基本的な添付書類) 全て1部		個人		法人		新=初めて利用される方
		新	既	新	既	既=今まで利用されたことのある方
セ ツ ト 書 類	個人情報同意書(2種類)	○	○	○	○	保証協会用
	信用保証委託契約書	○	○	○	○	
	信用保証委託申込書	○	○	○	○	
	申込人(企業)概要	○	△	○	△	△前回と同様であれば「前回と同様」と記入
	信用保証依頼書	○	○	○	○	
印鑑証明書(3ヶ月以内)		○	○	○	○	原本は金融機関 コピーは会議所

確定申告書B	○	○	○	○	個人のみ
決算書（3期分）	○	○	○	○	個人で不動産収入がある場合は不動産の決算書も要
勘定科目内訳明細書	×	×	○	○	法人のみ
メール詳細	○	○	○	○	電子送信のため税務署の收受印が無い時のみ
承諾書	○	○	○	○	
個人情報同意書（上記同意書と別に2種類）	○	○	○	○	関係機関用・会議所金融機関用
同意書	○	×	○	×	保証協会の利用が初めての方
保証料補給金の返還に関する誓約書	○	○	○	○	保証料補給の無い制度の場合は不要
最近の試算表	○	○	○	○	決算期から6ヶ月以上経過の場合（聞き取りでも可）
取引状況表	×	○	×	○	「新」の方でも他制度で借入があれば要
商業登記簿謄本	×	×	○	△	△「既」の方でも変更があった場合必要。前回申込み時から住所変更や住居表示変更等の場合、株式会社は5年毎更新後の謄本が必要
会社の定款（法人）	×	×	○	△	
住民票（個人）	○	△	×	×	
許認可証等の写し	○	△	○	△	△更新後必要
防府商工会議所の推薦状	○	○	○	○	事業承継サポート資金・中心市街地活性化リノベーション資金の申込の場合
受注工事明細表	○	○	○	○	建設業、測量業、設計業のみ
宣誓書	○	○	○	○	飲食業のみ
見積書等	○	○	○	○	設備資金での申込時のみ
中小企業信用保険法認定書又は罹災証明	○	○	○	○	経営改善対策資金利用の場合のみ
事業承継計画書	○	○	○	○	事業承継サポート資金利用の場合のみ

開業計画書	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
個人事業の開業届出書（写）	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
○機械車両等購入、新築、改装の場合 → 見積書（写） ※特に、車両購入の場合は購入後に車検証の写しを申込機関に提出のこと ○建物の建築、不動産売買の場合 → 契約書（写） 現場の図面 ○借地に建物を建築する場合 → 地主の承諾書 ○借家の店舗改装の場合 → 家主の承諾書					

申込みができる方

- ①市内に主たる事業所を有し、引き続き事業を営んでいるもの（一般資金は6ヶ月以上、経営改善対策資金は1年以上 等）
- ②新規開業資金については、貸付実行日から1ヶ月以内（法人にあっては、2ヶ月以内）に開業する具体的な計画がある者又は申込み時点において開業後6箇月未満（中心市街地（防府市中心市街地活性化基本計画に定める区域）にあっては、開業後1年未満）のもの
- ③信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- ④許認可を必要とする業種は、許認可後とする
- ⑤市税等を完納しているもの
（市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料等）
- ⑥保証協会等との関係で現に事故（求債権行使中・延滞中）がないもの
- ⑦事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの
※その他、設備の内容、資金調達、返済方法、返済計画等についてお尋ねします。
※金融機関は、山口銀行・東山口信用金庫・西京銀行・広島銀行・もみじ銀行・萩山口信用金庫の市内本店・各支店のみご利用できます。
※保証人が市外の場合は、申込み時に保証人の資産証明（固定資産台帳の写し等）、所得証明（源泉徴収票の写し）が必要です。（保証人が住んでおられる市町村の課税等）

個人情報の提供に関する同意書

防府市振興資金の申込みにあたり、私に関する個人情報を以下に掲げる利用目的のため、防府商工会議所に対して提供することについて同意致します。

- ①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、保証委託申込書ならびに申込み時及び申込み後提出する書類に記載された全ての情報
- ②取扱商品・サービス内容・取引先等、経営内容に関する情報
- ③預金残高情報（過去のものを含む）
- ④融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
- ⑤与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- ⑥借入期間・金利・弁済額・弁済日等、本取引に関する情報
- ⑦延滞状況を含む取引の弁済に関する情報
- ⑧期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等、事故発生に関する情報
- ⑨所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報